

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

イ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

(2) 扶養手当について

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。

- イ 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- ウ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- エ 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（特定幹部職員にあつては、1.1月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.425月分（特定幹部職員にあつては、0.525月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特定幹部職員にあつては、0.5月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(3)のアについては平成28年12月1日から、第1の2の(2)及び(3)のイについては、平成29年4月1日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第1の2の(2)のア中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、第1の2の(2)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第1の2の(2)のウ中「11,000円とする取扱を廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第1の2の(2)のア中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、第1の2の(2)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。